

我孫子市監査委員告示第4号

地方自治法第199条第7項の規定により、出資団体に対する監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を公表する。

令和3年9月28日

我孫子市監査委員 山 口 幹 夫
我孫子市監査委員 豊 島 庸 市

出資団体監査報告書

我孫子市土地開発公社

我孫子市監査委員

1 監査を執行した監査委員名

山口 幹夫
豊島 庸市

2 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による出資団体に対する監査

3 監査の期日

令和3年7月28日（水）

4 監査の対象

監 査 対 象 団 体	出 資 金 額	主 管 部 課
我孫子市土地開発公社	昭和49年(設立時) 5,000,000円	企画財政部財政課

5 監査の方法

令和2年度(令和2年4月1日から令和3年3月31日まで)に執行した出納その他の事務の執行が法令、定款、各種規程等に適合し適正に行われているか、又、出資目的に沿った事業運営が行われているかを主眼として監査を実施した。

6 監査の概要

(1) 監査対象団体の設立目的

本団体は、公共用地、公用地等の取得、管理、処分等を行なうことにより、地域の秩序ある整備と市民福祉の増進に寄与することを目的としている。

(2) 組 織

本団体には、役員として9名の理事と2名の監事がおおり、理事のうち1名が理事の互選により理事長となっている。事業は、主に事務局長(兼)業務課長1名、課長補佐1名、事業係長(兼)業務係長1名、その他3名の職員で行っている。

(3) 主な事業の内容

- ア 公有用地取得事業
- イ 公有用地売却事業

7 監査結果

我孫子市土地開発公社の事業運営は、出資目的に沿って実施されており、出納その他の事務の処理は、概ね適正であることを認めた。

8 意見

令和2年度における我孫子市土地開発公社の決算状況については、前年度と同様に、公有用地売却収益の減少に伴い、純損失が続いている状況である。このことから、一般管理費の中でも予算が大きい草刈り委託料を少しでも抑えるための対策を検討し、経費の削減に努めるとともに、引き続き、事業外収益である資金運用を行っていくことが必要である。今後も保有している土地の有効活用等を市と一体的に取り組み、収支バランスのとれた安定的かつ持続的な経営に取り組まれることを望む。